

自然再生協議会アンケート調査結果について 〔事務局向け調査（取組状況に関する調査）〕

1. 調査の概要

(1) 調査の趣旨

事務局向け調査は、主に協議会の組織及び運営に関して必要な事項について、自然再生基本方針に沿って具体的にどのような取組がなされているかを把握し、これを踏まえ法施行状況の把握や必要な措置の検討に係る基礎資料を得ることを目的として調査を実施した。

(2) 調査の手法

全 19 協議会の事務局を対象とした。

このうち、全 19 協議会事務局より回答をいただいた。

(3) 調査期間

平成 19 年 12 月 26 日～平成 20 年 1 月 21 日

2. 調査結果

別紙のとおり。

1 協議会の組織化（法第8条第1項、基本方針2(1)）

1-1 「幅広く公平な参加機会の確保」について（基本方針2(1)ア）

- 取組状況；協議会への参加希望者に対する人数制限等の絞り込み手法について
一部の協議会では構成員の募集において人数制限、地域制限を設けている。また、応募にあたり「参加の動機」等を確認している場合もある。

基本方針2(1)ア

実施者は、その実施しようとする自然再生事業の目的や内容等を明示して協議会を組織する旨を広く公表し、NPO等地域において自然再生事業に関する活動に参加しようとする者に対し、幅広くかつ公平な参加の機会を確保すること。

1-2 「多様な主体の参加」について（基本方針2(1)イ）

- 取組状況；構成員の内訳

協議会名	①地域住民	②NPO	③その他民間団体	④専門家	⑤土地所有者	⑥地方公共団体	⑦関係行政機関	⑧その他
合計	363	80	234	151	48	137	83	49
%	31.7	7	20.4	13.2	4.2	12	7.2	4.3

基本方針2(1)イ

自然再生は、地域の多様な主体が連携し実施されるものであり、協議会にはできるだけ、自然再生に参加する地域の多様な主体が参加するよう努めること。

1-3 「地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協議会への参加の確保」について（基本方針2(1)イ）

- 取組状況；専門家の参加状況

全ての協議会に地域の自然環境に関する専門家が参加している。この中で、一部の協議会では2-3に示すように専門分野の不足を感じている。

1-4 「土地所有者等の関係者の自然再生への参加」について（基本方針2(1)イ）

- 取組状況；土地所有者等関係者の参加状況

事業対象地が公有地の場合、大半の協議会で土地所有者の参加がみられるが、民有地の場合はその参加状況に差がみられる。特に土地所有者が多い協議会において、土地所有者の参加が2割以下となっている例もみられる。

基本方針2(1)イ

自然再生事業を円滑に推進する観点から、土地の所有者等の関係者についても自然再生の趣旨を理解し自然再生に参加する者として協議会への参加を得ることが重要であること。

2 協議会の運営（法第8条第2及び4項、基本方針2(2)）

2-1, 2 「協議会における総意の下での公正かつ適正な運営」について（基本方針2(2)ア）

○取組状況；公正かつ適正な運営に向けた対応事項

協議会の議決について、規約では「規定なし」が15協議会であり、「多数決」が4協議会となっている。

その他、公正かつ適正な運営方法として、

- ・協議会を土日に開催し参加者を確保する
- ・協議会へのオブザーバーの参加を認める
- ・協議会欠席者に資料を送付し情報共有に努める
- ・協議会構成員の意見を幅広く取り入れるために小委員会等を設置する
- ・事業実施内容や協議会の運営に対する意見を随時受け付ける

などがあげられる。

○取組状況；公正かつ適正な運営に関する率直な意見

協議会の運営については、以下のような現状課題、改善点などの意見があった。

- ・構成員からの提案が少ない。
- ・幅広い意見が出されるため、合意形成を図るのに多大な時間を要する。
- ・対象区域の大部分が民有地であり地権者数が非常に多いため、土地所有者との合意形成を図る負担が大きい。
- ・協議会では多数決で意思決定されるため、構成員数が少ない土地所有者構成員の意見が反映されにくい。構成員は土地所有者、専門家などのバランスを考慮する必要がある。
- ・生業、生活の中で草原が維持されてきたことから、草原再生のためには、地域住民、牧野組合及び関係行政機関等が、それぞれ草原再生の実施者となることが重要である。

基本方針2(2)ア

協議会の運営に際しては、自然再生事業の対象となる区域における自然再生に関する合意の形成を基本とし、協議会における総意の下、公正かつ適正な運営を図ること。

2-3 「地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協力を得るための体制」について（基本方針2(2)イ）

○取組状況；現体制からみた不足分野及び不足理由

体制に不足を感じている協議会は5協議会あった。

その内容は以下のとおり。

- ・文化や民族に関する分野（源流域における自然再生に欠かせない森林や景観に関して不足はないが、文化や民族に関しては不足）
- ・植物生態学（専門的な技術を要するためボランティアや協議会活動団体では対応できず、コンサルタントに依頼する活動費もない）
- ・動物分野（そもそも草原で生育する動物等の科学的データがなく専門家が少ない）
- ・水質工学（河川や海域での水質調査を行っているが、データを分析する専門家がいない）

ない)

- ・ 農村環境整備学（農業及び農村環境に関する専門家がいらない）
- ・ 動植物（協議会構成員から動植物に関する専門分野が必要との意見がある）

基本方針2(2)イ

協議会においては、地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協力を得て客観的かつ科学的なデータに基づいた協議等がなされるよう、地域の実状に応じた体制を整えることが重要であること。

2-4 「協議会の運営に係る透明性の確保」について（基本方針2(2)ウ）

○取組状況；透明性確保への具体的な対応事項

協議会は、全ての協議会で公開されている。

協議会開催の事前公表方法は、ホームページや記者発表を利用しているケースがほとんどであり、一部広報誌の活用もみられた。

協議会資料の公表方法は、ホームページを利用しているケースがほとんどであり、一部県の情報コーナーや協議会事務局での閲覧があった。

なお、協議会は公開するものの協議会開催の事前公表は行わず、協議会資料の公表方法は事務局にての閲覧としているケースがあった。

基本方針2(2)ウ

協議会は、希少種の保護上又は個人情報の保護上支障のある場合等を除き、原則公開とし、協議会の運営に係る透明性を確保すること。

2-5 「協議会の運営に当たり必要に応じ外部からの意見聴取を行うこと」について（基本方針2(2)ウ）

○取組状況；協議会の運営に関し外部から意見聴取を行った実績

意見聴取実績のある協議会は1協議会であった。実績は次のとおり。

- ・ 土木工学の専門家に意見聴取し実施計画に係る土木事業に反映（八幡湿原）。

基本方針2(2)ウ

協議会の運営にあたっては、必要に応じ外部からの意見聴取も行うこと。

2-6 「自然再生事業の実施に係る連絡調整の継続的な実施のための方法」について（基本方針2(2)エ）

○取組状況；協議会において協議した「事業実施に係る連絡調整の継続的な実施のための方法」

実施計画に基づくモニタリング結果等を検討する小委員会において、関係行政機関及び農業等の関連団体が委員及びオブザーバーとして参加することにより、事業実施に係る連絡調整を継続的に実施（釧路湿原）。

本方針2(2)エ

協議会は、自然再生事業の実施に係る連絡調整の継続的な実施のための方法について協議すること。

2-7 「自然再生事業のモニタリングの結果の評価及び評価結果の事業への適切な反映のための方法」について（基本方針2(2)）

- 取組状況；協議会において協議したモニタリング結果の評価に関する事項
実施計画に基づきモニタリングを実施し、想定している効果の発現状況を評価する（釧路湿原）。

基本方針2(2)エ

協議会は、自然再生事業のモニタリングの結果の評価及び評価結果の事業への適切な反映のための方法について協議すること。

3 科学的な調査及び評価の方法（基本方針3(1)）

3-1 「必要に応じて分科会、小委員会の設置を行うことなどを通じた地域の自然環境に関し専門的な知識を有する者の協力」について（基本方針3(1)エ）

- 取組状況；分科会等の設置状況
1 7 協議会に小委員会等がある。その形態は、主に①個別課題別（阿蘇、釧路湿原）、②再生エリア別（樫野川干潟、竹ヶ島、中海）、③技術事項一括型（八幡湿原、蒲生干潟、くぬぎ山）の3タイプである。また小委員会等にはそれぞれ専門家が参加している。

基本方針3(1)

全体構想及び実施計画の作成に当たっては、協議会において、必要に応じて分科会、小委員会等の設置を行うことなどを通じて、地域の自然環境に関し専門的な知識を有する者の協力を得つつ、事前の調査とその結果の評価を科学的な知見に基づいて行うこと。

4 実施計画の内容（法第9条第2項、基本方針3(3)）

4-1 「各実施者が自然再生に係る情報を互いに共有し、自然再生の効果が全体として発揮されるための配慮」について（基本方針3(3)オ）

- 取組状況；再生効果が全体として発揮されるよう配慮した事項
複数の実施計画が作成されている釧路湿原における全体への配慮事項及びその効果は以下のとおりである。
- ・ 配慮事項：協議会や小委員会に用いた事業実施状況等の資料を一括保管し、ホームページで閲覧を可能としたこと。
 - ・ 配慮による効果：協議会や小委員会の資料等をホームページで閲覧可能としたことにより、多岐にわたる自然再生事業の全体的な状況を容易に把握することができる。

基本方針3(3)オ

全体構想の下、複数の実施計画が作成される場合には、各実施者は、協議会における情報交換等を通じて、自然再生に係る情報を互いに共有し、自然再生の効果が全体として発揮されるよう配慮すること。

5 情報の公開（基本方針3(4)）

5-1 「作成過程における案の内容に係る情報の公開（透明性の確保）」について（基本方針3(4)）

○取組状況；作成過程における透明性の確保に向けた具体的な対応事項

全ての協議会において、協議会の公開及び資料（議事録等を含む）をホームページによる公開を行っている。

基本方針3(4)

全体構想及び実施計画の作成に当たっては、その作成過程における案の内容に係る情報を原則公開とし、透明性を確保すること。

6 全体構想及び実施計画の見直し（基本方針3(5)）

6-1 「全体構想の柔軟な見直し」について（基本方針3(5)）

○取組状況；見直し内容、見直し理由

全体構想の見直し実績は、荒川太郎右衛門地区1協議会であった。その内容は以下のとおりである。

見直し内容：「止水環境の保全」から「河川環境の再生」に目標を見直したこと。

見直し理由：太郎右衛門地区の旧流路は、約70年前の河川改修により河道が直線化され、高水敷に残ったものである。当初の全体構想の再生目標は、旧流路を中心とした止水環境の保全であったが、その後、協議会において委員の合意を得て、荒川本川と旧流路を連続させた流水環境を加えることにより、多様な生物が生育・生息できる本来の河川環境の再生を目標とすることとした。

基本方針3(5)

必要に応じて、全体構想については協議会が、実施計画については実施者が、それぞれ主体となって柔軟に見直すこと。

7 人材の育成（基本方針4(2)）

7-1 「地域ごとの自然環境学習を担う人材の育成」について（基本方針4(2)）

○取組状況；人材育成に係る対応状況

人材の育成を行っている協議会は8協議会あった。

対象者：地域住民、教員、学生、地方公共団体等

対応者：教員、NPO法人、民間団体、地方公共団体職員、行政機関職員等

内容（方法）：環境教育、勉強会、観察会、講座等

成果：代表的な例は以下のとおり。

- ・小委員会の検討を踏まえ、「湿原の解説員」となることを希望する地域住民・関係行政機関の職員等自らが勉強会を開催。この勉強会の参加者が取得した湿原の概要・課題等の知識を一般の方々に説明。
- ・市等がボランティア活動に関する講座を開催。この講座の修了生が独自で自然再生に係る団体を立ち上げ、現在NPO法人として活動。
- ・県等が干潟生物観察会等を開催。これにより、大学生、地域住民等に干潟生物等に詳しい人材が育成され、フォーラム等で積極的に発表等を実施。
- ・民間団体が再生事業地を案内する人材の育成講座を開設。平成19年度までに50名がこの講座を受講。

基本方針4(2)

自然環境学習の円滑な推進のため、ボランティアやNPO等との連携を図りつつ、地域ごとに自然環境学習を担う人材の育成に努めること。

8 情報の共有（基本方針4(3)）

8-1 「自然環境学習に係る情報を地域の中で広く共有するための対応事項」について（基本方針4(3)）

○取組状況；情報共有の対応状況

自然環境学習に係る情報共有の体制が整っている協議会は約半数にとどまっており、今後の検討課題とされている。

また、情報の共有方法は、ホームページ、メールマガジン、パンフレット及びフォーラム等となっている。

基本方針4(3)

自然環境学習の場、機会、人材、プログラム等に係る情報を地域の中で広く共有するよう努めること。

9 調査研究の推進（基本方針5(2)）

9-1 「地域の自然環境データを長期的・継続的に把握し適切に提供すること」について（基本方針5(2)）

○取組状況；地域の自然環境データの把握・提供の状況

全ての協議会で地域の自然環境データを収集しており、またその提供はホームページやニュースレター等を用いたものとなっている。

なお、一部協議会では情報を公開していない場合がある。

9-2 「自然再生に関する技術の研究開発」について（基本方針5(2)）

○取組状況；研究開発の実施状況

技術開発の実績がある協議会は5協議会あった。その内容は以下のとおりである。

- ・ 育苗システムの開発（釧路湿原）
 - ・ アマモ場造成手法（樺野川干潟）
 - ・ 模型飛行機による空撮技術、水路掘削用バックホウの特殊バケットの製作（八幡湿原）
 - ・ 草原利用方法、維持管理手法（阿蘇）
 - ・ サンゴの種苗生産及び放流技術、EM菌を用いた生ごみ分解技術（竜串）
- があげられる。

基本方針5(2)

国及び地方公共団体は、地域の自然環境データを長期的・継続的に把握し適切に提供するとともに、自然再生に関する技術の研究開発に努めること。

10 情報の収集と提供（基本方針5(3)）

10-1 「自然再生に関する情報の収集及び提供」について（基本方針5(3)）

○取組状況；自然再生に関する事業や活動事例などの情報収集及び提供の対応状況

16協議会で自然再生に関する情報の収集及び提供を行っている。その提供方法はシンポジウム、勉強会、現地説明会、パンフレット、ホームページ、メール及び新聞等がある。また、関係各省のホームページにおいても、広範に自然再生に関する情報を提供している。

基本方針5(3)

国及び地方公共団体は、海外又は国内における自然再生に関する事業や活動の実例など、自然再生に関する情報の収集及び提供を行うこと。

11 普及啓発（基本方針5(4)）

11-1 「普及啓発活動」について（基本方針5(4)）

○取組状況；地域住民等への普及啓発活動の実施状況

15協議会で地域住民等への普及啓発活動を行っている。その内容は、シンポジウム、現地見学会、意見交換会、ホームページ及びニュースレター等となっている。

基本方針5(4)

国及び地方公共団体は、自然環境の現状やその保全・再生の重要性について、地域住民、NPO等の理解を促進し、自覚を高めるための普及啓発活動を行うこと。